



市・道民税の申告は 2月8日から3月15日まで

申告は「忘れず・正しく・お早めに」

市・道民税の申告は、税額だけでなく、国民健康保険料などを決定するために必要な手続きです。申告の要否や必要なものなどを確認し、期間内に申告してください。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

市・道民税の申告を受け付けます

期間中は窓口が大変混み合うので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間 2月8日(月)～3月15日(月)、8時45分～16時30分(土・日・曜日、祝日を除く)

受付場所 市民ホール（市庁舎1階）※昨年と異なります

また、コミセンなどで出張申告受け付けも行います。(表1)

表1 市・道民税の出張申告受付日程

日時	受付会場(所在地)
2月16日(火) 13時30分～15時	大空会館 (大空町12)
2月17日(水) 13時30分～15時	緑西コミュニティセンター (西17南4)
2月24日(水) 13時30分～15時	森の里コミュニティセンター (西22南4)
2月25日(木) 9時30分～11時	大正農業者トレーニングセンター (大正本町西1)
2月25日(木) 13時30分～15時	川西農業者研修センター (川西町西2)
3月3日(水) 13時30分～15時	西帯広コミュニティセンター (西23南2)
3月4日(木) 13時30分～15時	南コミュニティセンター (西10南34)

表2

市・道民税の申告が必要な人

市・道民税の申告が必要となる人は、令和3年1月1日現在、住民登録に関係なく実際に帯広市に住んでいて、令和2年1月1日から12月31日の間に所得のあった人です。

ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

市・道民税の申告が不要な人

- 1 所得税の確定申告書を提出する人
- 2 公的年金等のみの収入の人で、追加の控除がない人
- 3 給与収入のみの人または、給与収入と公的年金等の収入のみの人で、勤務先から帯広市へ給与支払報告書の提出がされ、追加の控除がない人

※ 給与支払報告書の提出の有無は勤務先に確認してください。
 ※ 上記の場合であっても確定申告書の提出が必要となる場合があります。
 ※ 国民健康保険または、後期高齢者医療制度に加入している人は、収入がなくても申告が必要となる場合があります。

表3

申告に必要なもの

- 印鑑
- 番号確認書類…マイナンバーカード、または通知カード（記載事項が住民票と一致している場合のみ）
- 身元確認書類…運転免許証など
- 代理権確認書類…委任状など、代理人申告時に必要
- 申告書が郵送された人は申告書
- 所得の分かる次のもの（令和2年1月1日から12月31日までのすべての収入）
 - * 給与収入がある人…給与の源泉徴収票
 - * 公的年金等収入がある人…公的年金等の源泉徴収票
 - * 事業・不動産などの収入がある人…収入および必要経費などの明細が分かる帳簿や書類

各種控除を受ける場合に必要なもの

- 医療費控除…医療費の明細書
- 医療費控除の特例（セルフメディケーション）…「一定の取り組み」を行った証明書および、医薬品の購入を証明する書類または明細書
- 社会保険料控除…国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの納付確認書・控除証明書・領収書
- 生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除…控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳または障害者控除対象者認定書

※ 扶養親族が国外居住の場合は、海外居住が分かるもの（パスポートなど）・送金などが分かるもの（クレジットカードの明細など）が必要となります。

申告の要否について事前に確認してください

市・道民税の申告は、収入の種類や控除内容によって申告が必要人と不要な人に分かれます。(表2)

また、①給与の年末調整をしていない人、②年金収入のみの人で、ひとり親控除に該当する人は、控除を適用するための申告が必要です。

申告が必要な人は、申告受付期間内での申告をお願いします。

公的年金等を受給している人の申告

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の還付を受ける場合を除いて、「所得税の確定申告」は不要です。

「所得税の確定申告」をしない場合、年金支払者から市へ提出された年金支払報告書をもとに市・道民税を計算します。医療費・生命保険料など、控除内容に追加が必要な人や、雑所得・不動産所得など公的年金等以外の所得がある人は、「市・道民税の申告」が必要で

医療費控除の申告

医療費控除の申告については、令和3年度から、明細書での申告のみとなります。

明細書は、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに、実際に支払った医療費の額を集計する必要があります。申告会場では、作成の代行は行いませんので、事前にご自身で集計をお願いします。また、各医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を提出することができ、明細の記入を省略することができます。「医療費のお知らせ」に記載していない医療費については、明細書に記入してください。

なお、集計対象の領収書などは、自宅などで5年間保存してください。

市・道民税申告書の郵送対応について

会場にお越しになることが難しい場合は、郵送で申告書を受け付けます。郵送の際は、①本人の身元確認書類の写し、②番号確認書類の写し、そして、所得の分かるもの、各種控除を受ける場合に必要ものを添付(写し可)してください(表3)。特に、各控除を証明するものは忘れずに添付してください。添付がない場合、控除を適用することができません。

なお、郵送されたものは、基本的に返却できません。

受付日程などを変更する場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、出張申告の受付日程や、市庁舎での申告受付期間などを変更する場合があります。市ホームページなどで告知する予定です。

混雑を避けるために

- ◎受付時、当日の来場順に番号札をお渡しします(事前予約不可)。申告会場では、呼び出し番号を表示しています。待ち時間中の会場の出入りは自由ですが、外出時には受付にお声掛けください。
- ◎申告書の必要項目すべての記載が済んでいる人には、専用の確認窓口を設け、事前に記載済みの申告書の受け付けを行います。申告書は、昨年、市・道民税の申告書を出した人などへ郵送しているほか、申告会場にも用意していますので、事前記載のご協力をお願いします。
- ◎郵送での申告にも対応しています。

来庁にあたってのお願い

- ◎ソーシャルディスタンス確保のため、昨年と異なり、**市民ホール(市庁舎1階)**が申告会場となっています。会場は冷え込みますので、暖かい服装でお越しください。
- ◎感染予防のため、手指消毒やマスクの着用をお願いします。
- ◎申告会場では、検温などの感染症対策を実施する予定です。また発熱など、体調に異常を感じる場合は、来場をご遠慮いただき、申告期間内での日程変更や、郵送での申告の検討をお願いします。